**平成２８年（再イ）第２３４号**

札幌市手稲区前田１条１丁目４番３―302号

再生債務者　中川　　忍

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月23日

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第２３５号**

札幌市南区川沿17条１丁目２番１―101号

再生債務者　中橋　恵美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月23日

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第２３６号**

札幌市豊平区美園３条５丁目２番７号　アルフ美園十字街101号（住民票上の住所）札幌市中央区宮の森１条11丁目５番27号

再生債務者　藤島祐太郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月23日

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第２４０号**

札幌市豊平区平岸３条14丁目６番９号　ラピス南平岸202号

再生債務者　杉本　富夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月23日

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第２４１号**

札幌市北区あいの里２条６丁目３番６―202号

再生債務者　上岡　宣彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月23日

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（再イ）第１７号**

三重県名張市すずらん台東５番町82番地

再生債務者　福本　康則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年２月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年２月23日　　津地方裁判所伊賀支部

## 特定計量器型式承認

**国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第52号**

平成29年２月22日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成29年３月９日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第D171号

2．名称　株式会社デジアイズ

3．住所　岩手県奥州市前沢区字高畑31番地

4．特定計量器の種類　非自動はかり

## 厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年２月15日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．清算人氏名　古郡　一成

2．住所　埼玉県深谷市稲荷町２丁目10番６号

平成29年３月９日

埼玉県建設業厚生年金基金

## 解散命令公告

**北海道公告**

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成29年３月９日

北海道知事　高橋はるみ

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

木の城たいせつ経営協同組合

北海道夕張郡栗山町字旭台１番地58

さざなみネットワーク企業組合

北海道旭川市大町一条三丁目９番地28

チカルペ創芸企業組合

北海道釧路市柏木町10番12号

オホーツク地方建設業協同組合

北海道北見市西三輪四丁目732番地28

北桧山建設厚生企業組合

北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山415番地

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができる。

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。

3　ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年３月９日　　宮城県教育委員会

1　失効した免許状の種類・番号・授与権者

小学校教諭一種免許状

平25小一第253号　宮城県教育委員会

中学校教諭一種免許状　理科

平25中一第465号　宮城県教育委員会

高等学校教諭一種免許状　理科

平25高一第518号　宮城県教育委員会

2　授与年月日　平成26年３月31日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　氏名及び本籍地　三宅　弘一　岩手県

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名・人相・体格・特徴不詳、年齢50歳～60歳位と推定のヨーロッパ系人種を疑わせる男性、着衣は紺色のつなぎ服で右上腕部にハングル表記で「安全第一」とあり、タグにロシア文字が記載された茶色のセーターのほか、トレーナー・股引・トランクス・毛糸靴下・長靴などを着用、所持金品は無し

上記の者は、平成28年12月16日午後０時35分頃、青森県つがる市木造吹原屏風山１番地244（弘法寺より西方図測1.5kmの海岸線上の砂浜）において、上半身が白骨化・下半身が屍蝋化した状態で発見され、死因、死亡日時は不明（平成27年12月～平成28年６月に死亡されたと推定）です。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉部保護課まで申し出てください。

平成29年３月９日

青森県　　つがる市長　福島　弘芳